

令和5年度 五戸町の未来を創る起業支援事業 募 集 要 項

【募集期間】

自：令和5年6月 6日（火）

至：令和5年7月21日（金）（午後5時必着）

申請状況に応じて2次募集を行う場合があります。

※追加募集を行う場合は町ホームページや広報誌等で詳細をお知らせいたします。

五 戸 町
（総合政策課企画統計班）

1. 事業の目的

五戸町が、地域の産業振興および雇用拡大を図り、若年層の五戸町への回帰を促すとともに、地域経済を活性化させることを目的とします。

2. 事業の概要

町内での起業を奨励し、また、起業した者に対し、五戸町の未来を創ることを期待し支援金を交付します。

3. 対象者

次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 個人事業の開業届出又は法人の設立登記が済んでいて、その代表者
- (2) 町が実施する他の起業・創業等に係る支援補助金及び交付金等の適用を受けていない者
- (3) 法令順守上の問題を抱えていない者
- (4) 申請を行う者又は設立した法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していない者

4. 対象となる起業

次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 主たる事業所の所在地が五戸町内であること。
- (2) 令和5年6月6日時点において、起業した日から起算して12か月以内であること。
- (3) 法人役員が個人事業を開始する場合。個人事業主が新たに法人を設立する場合は、現在携わっている法人又は個人の事業とは明らかに異なる新しい事業であること。
- (4) みなし大企業（発行済み株式総数又は出資金の2分の1以上を1つの大企業が所有している企業又は発行済み株式総数又は出資金の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業）でないこと。
- (5) 事業収益によって自立的な事業の継続が可能であること。
- (6) 主たる事業所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること。
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

5. 交付金の額

区分	条件	金額
起業支援金	「3. 対象者」及び「4. 対象となる起業」の条件を満たすこと。	30万円
移住加算金	起業支援金の交付対象者で、代表者が移住者（他の地域から移り住んだ者）で、令和5年6月6日時点において、移住した日（転入届け出の際に記載した異動日）から起算して12か月以内であること。 ※町が実施する他の移住関連支援策による補助金・交付金等を得る場合は加算されない。	20万円
空き家・空き店舗活用加算金	起業支援金の交付対象者で、町内の空き家・空き店舗等を活用した起業であること。 ※ただし、不動産貸付けを主たる目的とした物件（貸家、貸店舗、テナント等）は非該当とする。	50万円

6. 募集内容

(1) 募集期間

令和5年6月6日（火）～令和5年7月21日（金）（午後5時必着）

(2) 提出方法

次項に掲げる書類を「10. 提出・問合せ先」宛に郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は、原則として簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。）

(3) 提出書類

- ① 五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱 様式第1号 五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書
- ② 別記 様式第1号 事業計画書
- ③ 別記 様式第2号 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ④ 別記 様式第3号 誓約書
- ⑤ 個人事業主にあっては「個人事業の開業・廃業等の届出書（控用）」の写し、法人にあっては登記簿謄本（写し不可）等の法人の設立登記の事実が分かる書類
- ⑥ 町税に滞納がないことを証明する書類。移住者の場合は移住前の市区町村税に滞納がないことを証明する書類（写し不可）
- ⑦ 代表者の住民票抄本（写し不可）

様式は五戸町総合政策課窓口に設置のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

7. 選定方法

令和5年度五戸町の未来を創る起業支援事業交付金交付審査要項に基づき審査を行います。

す。選定方法は書類審査のうえ、応募多数の場合は優先順位をつけ、予算の範囲内で町長が決定します。

8. スケジュール

令和5年6月6日（火）～令和5年7月21日（金） 応募期間

令和5年8月中 審査・交付決定兼確定（順次、交付不交付決定通知を送付）

令和5年9月頃 請求書提出期限

令和5年9月下旬 交付金支払い

9. 留意事項

本交付金は課税対象収入です。本交付金を受領した事業者は、全額事業収入として計上してください。

また、虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合は、誓約書に基づき申請者が一切の責任を負うこととなり、取消し・返金・損害賠償金の支払いを命ぜられることとなります。

本事業は将来にわたって継続される起業であることを期待し交付金を交付するものです。起業後、営業の申告（所得税の確定申告又は法人税申告）が行われるよう、最大限努力してください。

10. 提出・問合せ先

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館2 1 - 1

五戸町総合政策課 「五戸町の未来を創る起業支援事業係」

TEL：0 1 7 8 - 6 2 - 2 1 1 1 (代表)

E-mail：sousei@town.gonohe.aomori.jp（※メールを送る際は左記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。返信できない可能性があります。）